

# 【平成28年度税制改正】

## 外形標準課税の拡大に伴う負担軽減措置（経過措置）

○平成27年度税制改正により創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充が図られました（平成28年地方税法改正法附則第5条）。

付加価値額が40億円未満の外形法人が対象です（12ヶ月換算。1ヶ月に満たない日数は1ヶ月に切上）。  
（平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度）

### 1 付加価値額が30億円以下の企業の場合

適用事業年度の事業税額（新税率適用）が、平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額を超える場合、負担増となる額から一定割合（※）を控除

※一定割合	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	3/4
	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	1/2
	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度	1/4

### 2 付加価値額が30億円超40億円未満の企業の場合

負担増となる額に、下記の割合を乗じた額を控除（割合は付加価値額に応じて逡減）

控除する割合：一定割合（※上記と同じ）×（40億円－付加価値額）／10億円